平成２２年（フ）第２０２０号
福岡県宗像市自由ヶ丘７丁目11番地７
債務者　鐘ケ江　学
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６３号
福岡市早良区次郎丸４丁目７番44号
債務者　原　　正充
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4999番地サンティール篠栗201号
債務者　信岡まつ子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４８号
福岡市南区高宮３丁目２番24号
債務者　宗像ゆう子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２号
福岡県久留米市合川町1877番地６　コーポヴィリジャン202号、旧住所福岡県大牟田市大字岬2368番地１
債務者　宮原　武治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市百次町1481番地
債務者　下尾崎京子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1639番地２、前住所鹿児島県いちき串木野市下名15065番地
債務者　山下　利広
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県出水市本町15番35号
債務者　浅井　良秋
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県出水市野田町下名6979番地
債務者　前原　明雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県出水市明神町2672番地５　早馬第二団地５棟103号
債務者　竹添　和樹
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6841番地５
債務者　瀬戸　慶一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
鹿児島県出水市西出水町1777番地　花立住宅１―303号
債務者　肱岡ミヤ子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1606番地
債務者　川原　美代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９３８号
仙台市泉区松森字松木沢９番地の63
債務者　伊藤　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
仙台市泉区みずほ台11番地の３　ワタナベビル305
債務者　安孫子清香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０７号
仙台市若林区裏柴田町35番地　コーポあずみ105
債務者　菊地　久義
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
仙台市若林区遠見塚東１番15―307号
債務者　佐藤　大志
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１４号
仙台市泉区北中山１丁目12番地の９
債務者　大内　千枝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係